

独占禁止法改正法の一部施行に伴い整備する関係政令について

令和元年12月3日
公正取引委員会

公正取引委員会は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第45号。以下「改正法」といいます。）の一部（課徴金の延滞金の割合の引下げに係る規定及び犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備に係る規定）の施行に向けて、関係政令について整備を進めてきたところ、下記1及び2の関係政令について、本日閣議決定されました。

なお、関係政令については、令和元年12月6日に公布される予定です。

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法の一部（課徴金の延滞金の割合の引下げに係る規定及び犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備に係る規定）の施行期日については、別紙1のとおり、令和2年1月1日とします（注1）（注2）。

（注1）一部の改正規定（検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ等）については、令和元年7月26日に施行済みです。

（注2）その他の改正規定（課徴金制度及び課徴金減免制度の見直し）については、改正法公布の日である令和元年6月26日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正施行令」といいます。）

公正取引委員会では、改正法の一部（課徴金の延滞金の割合の引下げに係る規定）の施行のために必要となる政令の整備等をするため、改正施行令案を10月1日に公表し、同月30日を期限として、広く意見を募集したところ です。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室
電話 03-3581-5485（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

今回の意見募集において、改正施行令案に対する意見は提出されなかったことから（注3）、改正施行令は、法制的観点から附則第2項について所要の修正を加えた上で（注4）、別紙2-1及び別紙2-2のとおり、本日閣議決定されました。

なお、改正施行令については、改正法の一部の施行期日（令和2年1月1日）から施行することとします。

（注3）改正施行令案の内容には関係しない意見が1件ありました。

（注4）規定の内容を変更するものではありません。

独占禁止法改正法の施行日について

独占禁止法改正法は、次のとおり、3つの時期に分けて施行されます（改正法附則第1条に規定）。

1：公布の日から起算して1月を経過した日に施行（第1号）
※令和元年7月26日に施行済み

- 繰り返し違反に係る規定（このうち、最初の課徴金納付命令等よりも前に同時並行する違反行為を取りやめていた場合を除外する部分）の改正
- 検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ

2：公布後9月を超えない範囲内において政令で定める日に施行（第2号）
※令和2年1月1日に施行

- 課徴金の延滞金の割合の引下げ
- 犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備

3：公布後1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行（柱書）

- 課徴金制度の改正
（課徴金の算定基礎、算定率の見直し等、上記1及び2以外の改正事項）
- 課徴金減免制度の改正
（調査協力減算制度の導入）

<参考>附則第1条

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第七条の二第七項、第九十四条の二並びに第九十五条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

政令第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政

令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月一日とする。

政令第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第二項、第七十条第二項及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を第三十四条とする。

第三十二条ただし書中「（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第二項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「年七・二五パーセントの割合に満たない」を「年七・二パーセント以下の割合の」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（法第六十九条第二項の政令で定める割合）

第三十二条 法第六十九条第二項の政令で定める割合は、年十四・五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が年七・二パーセント以下の割合の場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条第二項の規定により加算する金額に関する経過措置）

2 この政令による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三十二条の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条第二項の規定により加算する金額のうちこの政

令の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、当該金額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)

改 正 案	現 行
<p>(法第六十九条第二項の政令で定める割合)</p> <p>第三十二条 法第六十九条第二項の政令で定める割合は、年十四・五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が年七・二パーセント以下の割合の場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>(法第七十条第二項の政令で定める割合)</p> <p>第三十三条 法第七十条第二項の政令で定める割合は、年七・二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合が年七・二パーセント以下の割合の場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。</p> <p>(課徴金の一部納付があつた場合の延滞金の額の計算等)</p> <p>第三十四条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(法第七十条第二項の政令で定める割合)</p> <p>第三十二条 法第七十条第二項の政令で定める割合は、年七・二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合(各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に○・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>(課徴金の一部納付があつた場合の延滞金の額の計算等)</p> <p>第三十三条 (略)</p>